

令和5年度 福祉マンパワー活用講習会

障がいのある方への『合理的配慮』について

講師 オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課

主査(地域福祉) 中川 義浩 氏

令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！

障がいのある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です。障害者差別解消法の成立過程、改正後のポイントや、ガイドライン、合理的配慮の具体例を解説していただきます。

障がい福祉
について学ぼう!!

○日 時 令和6年3月8日(金)
午後7時00分から午後8時30分
(受付開始 午後6時30分)

○場 所 北見市総合福祉会館 体育集会室(北見市寿町3丁目4-1)

○参加対象 ①福祉分野に就職を希望している方・予定している方(学生含む)
②福祉分野に再就職・転職を考えている方
③福祉分野に就労中の方

○申込締切 令和6年3月1日(金)

○申 込 先 社会福祉法人 北見市社会福祉協議会 北見市福祉人材バンク
TEL:0157-22-8046 / FAX:0157-61-8183
E-mail: ktm-jinzai@ec3.technowave.ne.jp